

グローバル・ミニマム課税の実務 対応報告案、公表 — ASBJ

去る2月7日、企業会計基準委員会が第495回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応

第494回親委員会(2023年2月10日号(No.1668))情報ダイジェスト参照)に引き続き、グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応が議論され、実務対応報告公開草案64号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い(案)」について、委員全員の賛成で公表議決された(2月8日公表。コメント期限は3月3日。https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2023/2023-0208.html参照)。

産の減損に係る会計基準(減損会計基準)、企業会計基準適用指針6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の改正について再提案が示された。短期リース・少額リースに関する簡便的な取扱いを適用しているリースについて、当初提案の未経過リース料の現在価値を帳簿価額とみなして減損会計基準の対象とする取扱いを削除し、一律に減損会計基準の対象としないこととした。

委員からは、特段の反対意見は聞かれなかった。

(2) 会計基準等の文案

第127回リース会計専門委員会(2023年2月20日号(No.1669))情報ダイジェスト参照)に続き、リース会計基準、適用指針および設例の文案検討が行われた。

金融商品の減損

第194回金融商品専門委員会(2023年2月20日号(No.1669))情報ダイジェスト参照)に引き続き、次の論点について審議が行われた。

リース会計基準等の改正案

第118回リース会計専門委員会(2022年8月10日号(No.1652))情報ダイジェスト参照)の議論を踏まえ、「固定資

- (1) 貸付金の測定
貸付金の測定に関して、次の論点の検討が行われた。
- ① 貸付金に関する手数料の取扱い

実効金利の不可分の一部である手数料を実効金利の調整として取り扱うIFRS9号「金融商品」の取扱いを原則として取り入れつつ、次のような事務局案が示された。

- (i) 手数料について次の条件のもとで実効金利に含めず、区分して収益認識する。
 - a 特定の役務に対する手数料であることが明確である。
 - b 手数料の料金設定が対応する役務との関係で合理的である。
 - c 手数料が対応する貸付金の金利水準を調整するものではない。
- (ii) 手数料について同種の契約とグループピングして予想存続期間にわたり認識する。

委員からは、「(i)のcは、aとbが満たされれば自明では」との意見が聞かれ、事務局から「手数料を金利により調整する商品も見受けられるため、追加した」との回答があった。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
3月10日(金)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和5年2月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
3月15日(水)まで	② 個人の確定申告、納付、延納の届出(令和4年分) 所得税、贈与税、都道府県民税、市区町村民税、事業税(事業所税) ③ 国外財産(令和4年末5,000万円超)調査および財産債務調書の提出	
3月31日(金)まで	④ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和5年1月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ⑤ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和4年12月期) 2カ月延長法人(令和4年11月期) ⑥ 消費税確定申告(1カ月ごと)(1月期) ⑦ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑧ 法人の中間申告(半期・7月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑨ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(1月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(4月、7月、10月期)	④～⑨ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑥、⑦ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

(付記) ○財産債務調書制度等の見直しについて(国税庁)

令和4年度税制改正において、新たに令和5年分から、その年の年末において、10億円以上の財産を有する者が提出義務者に追加された。令和4年分については従前どおり。

② 償却原価の償却方法

IFRS9号では採用されて
いない定額法をオプションとし
て採用することに関して国際的
に説明を行っていく場合、理屈
と実務上の負荷の両面からの説
明が必要との事務局案が示され
た。

委員からは「簡便法は理屈で
はないので、重要性で検討して
は」などの意見が聞かれた。

(2) 金融保証契約の発行者側の
取扱い

金融保証契約を予想信用損失
モデルの適用対象とすることを
前提として、発行者の会計処理
について、次の事務局案が示さ
れた。

・ IFRS9号の金融保証契約
の定義や、金融保証契約の契
約当初に公正価値で認識する
とする定めを取り入れる。
・ IFRS9号の損失評価引当
金の金額と当初認識額から収
益認識累計額を控除した金額
のいずれか高い額で測定する
定めを取り入れつつ、会計方
針の選択として金融保証契約
と予想信用損失を別個に会計
処理することができることに
する。

委員からは、おおむね賛意が
示された。

金融
「植田日銀総裁」誕生でも変わら
ない金融政策正常化への道

政府は4月8日で任期が終了
する日本銀行黒田総裁の後任
に、元日銀審議委員の植田和男
氏を候補として固めたことが報
道された。

それまで次期総裁候補として
最有力とみられていたのは雨宮
副総裁だった。現在の黒田日銀
の執行部でもあり、他の候補に
比べて政策の継続性がより意識

され、金融緩和路線の維持が政
策の中心になると考えられてい
た。しかし、植田氏の場合は白
川総裁時代の日銀審議委員であ
り、今の黒田総裁の緩和策には
批判的とみられていた。した
がって日銀の金融引締め政策へ
の転換が意識され、一時的に円
高・ドル安へ為替相場が動いた。
実際に昨年新聞への寄稿記

ポジティブ・
メンタルヘルス

転んだときこそ笑おう

メンタルクリエイト
江口 毅

約1カ月半、毎日のように早朝
から深夜まで働き、毎週遠距離の
出張を続けたり、首・肩・背中を
痛めてしまいました。何よりつら
いのがその影響で左腕の痺れがひ
どいことです。あと1カ月ほどは
今のような忙しさが続くので、必
死に治療しています。

身体に痛みがあると、何もかも
嫌になってしまいます。座ってい
ても、立っただけでも、連転していても、
食事をしているだけでも「痛い」と感じ
ていると、生活面や仕事面であら
ゆる気力が削がれていきます。筆
者の場合は、イライラすることは
少なく、気分が落ち込むタイプの
ようです。そして、気がつくくと、「痛
い」「つらい」「嫌になる」など
のネガティブな言葉ばかり発する
ようになってしまいました。

ある日、痛みに伴い、ネガティ
ブな言葉ばかり発していること
に、ふと気づきました。このま
まではいけないと思い、昔好んで
読んでいた斎藤一人氏の著書に書
いてあった運氣が上がる言葉一つ
に、嬉し、楽しい、幸せ、
ありがとう、感謝します、愛し
ます、ゆるします」を繰り返して
え、ネガティブな言葉に支配され
ないように努めました。

約1カ月半、毎日のように早朝
から深夜まで働き、毎週遠距離の
出張を続けたり、首・肩・背中を
痛めてしまいました。何よりつら
いのがその影響で左腕の痺れがひ
どいことです。あと1カ月ほどは
今のような忙しさが続くので、必
死に治療しています。

身体に痛みがあると、何もかも
嫌になってしまいます。座ってい
ても、立っただけでも、連転していても、
食事をしているだけでも「痛い」と感じ
ていると、生活面や仕事面であら
ゆる気力が削がれていきます。筆
者の場合は、イライラすることは
少なく、気分が落ち込むタイプの
ようです。そして、気がつくくと、「痛
い」「つらい」「嫌になる」など
のネガティブな言葉ばかり発する
ようになってしまいました。

ある日、痛みに伴い、ネガティ
ブな言葉ばかり発していること
に、ふと気づきました。このま
まではいけないと思い、昔好んで
読んでいた斎藤一人氏の著書に書
いてあった運氣が上がる言葉一つ
に、嬉し、楽しい、幸せ、
ありがとう、感謝します、愛し
ます、ゆるします」を繰り返して
え、ネガティブな言葉に支配され
ないように努めました。

約1カ月半、毎日のように早朝
から深夜まで働き、毎週遠距離の
出張を続けたり、首・肩・背中を
痛めてしまいました。何よりつら
いのがその影響で左腕の痺れがひ
どいことです。あと1カ月ほどは
今のような忙しさが続くので、必
死に治療しています。

身体に痛みがあると、何もかも
嫌になってしまいます。座ってい
ても、立っただけでも、連転していても、
食事をしているだけでも「痛い」と感じ
ていると、生活面や仕事面であら
ゆる気力が削がれていきます。筆
者の場合は、イライラすることは
少なく、気分が落ち込むタイプの
ようです。そして、気がつくくと、「痛
い」「つらい」「嫌になる」など
のネガティブな言葉ばかり発する
ようになってしまいました。

ある日、痛みに伴い、ネガティ
ブな言葉ばかり発していること
に、ふと気づきました。このま
まではいけないと思い、昔好んで
読んでいた斎藤一人氏の著書に書
いてあった運氣が上がる言葉一つ
に、嬉し、楽しい、幸せ、
ありがとう、感謝します、愛し
ます、ゆるします」を繰り返して
え、ネガティブな言葉に支配され
ないように努めました。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年2月3日	所得税法等の一部を改正する法律案	財務省	研究開発税制の見直し、適格請求書等保存方式の円滑な実施に向けた所要の措置、グローバル・ミニマム課税の導入および電子帳簿保存制度の見直し等を盛り込んだもの。後日、法案の新旧対照表も公表されている。 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/211diet/st050203h.pdf	—
2023年2月3日	現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画	SSBJ	ISSBのS1基準およびS2基準に相当する基準(日本版S1基準および日本版S2基準)の開発を審議テーマとすることを軸に、今後のSSBJのサステナビリティ開示基準の開発状況について明示するもの。ISSBよりS1・S2基準が2023年6月末までに公表されることを前提として、日本版S1・S2基準の公開草案を2023年度中、確定基準公表を2024年度中とする目標が示されている。 https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/2023_0202.pdf	—

事で、現在日銀が実施しているイールドカーブコントロール(YCC)政策について「微調整に向かない」、「金利上限を小幅に引き上げれば、次の引上げが予想されて一段と大量の国債売りを招く」と批判的だった。しかし、次期総裁候補と報道された直後のメディアインタビューでは「現在の日銀の政策は適切」、「現状では金融緩和の継続が必要」と答えたため、この円高の動きは一時的なものにとどまった。

ただこの植田氏の発言は、今後総裁に就任した場合の引締めへの転換を否定したわけではない。植田氏の場合は、財務省出身でも日銀出身でもない学者出身の総裁という、戦後の日銀の歴史のなかでは極めて異例な総裁になるため、その分実際の政策指向が読みにくいことも確かだ。審議委員時代も含めて、特に他と異なる際立った政策の主張はみられず、逆に岸田政権の意向をそのまま反映しやすい執行部になる可能性もある。

いずれにしても、ゼロ金利政策、量的緩和策までは日銀審議委員として携わった植田氏が、その後マイナス金利、YCC、さらにYCCのたび重なる修

証 券

日銀新総裁の登場に右往左往の株式市場

正、国債市場の機能不全と白川総裁時代には考えられなかった形となった金融政策を、どのよう

現在の世界経済の状況下では、大半の国々が中央銀行の意思決定に最大の注意を払わざるを得ない。そのなかで、日本は中央銀行＝日本銀行のトップである総裁の任期が4月に到来するため、その後任をめぐって情報が飛び交い、為替市場や株式市場が右往左往している。

2月10日に日銀新総裁に経済学者の植田氏が確実と報じられたが、同氏の金融政策がよくわからないため、市場はさらに困惑を深めた感がある。大方の予想外のサプライズ人事ならではの騒ぎといえようが、実はサプライズ人事は黒田現総裁が選出・就任された10年前も同様であった。

このとき、金融緩和論者として存在感を示していた黒田氏が安倍首相に指名されて、異例の人事コースから選ばれた。すぐに政府と日銀との間で「共同声明」が発表されたが、そのポイント

だが、日銀自体が目標達成は政策効果によるものではないとして世界の大勢に抗して超低金利を続けており、それが今後どうなるか懸念される。

植田新総裁はその金融政策思想がどうであろうと、長期の異次元金融緩和がもたらした政策の副作用や歪み、つまり超金融緩和、超低金利を是正する道を選ばざるを得ないと思われる。これが為替相場、株価にどう影響するか、このたびの右往左往の経過を思うと、どうにも予想しづらい。

お詫びと訂正

本誌2023年2月10日号(No.1668)特集にて誤りがありました。読者の皆様およびご執筆者の方に謹んでお詫びするとともに、次のように訂正いたします。

- 15頁2段目後ろから6行目(誤) ② 期中における実地棚卸
- ② 期末における実地棚卸

と修正したうえで、位置を3段目16行目「期末における」の段落の前に移動する。